

土地改良施設の管理規程について

〔 昭和40年 5月20日 40農地B第1629号 〕
〔 令和 2年 6月29日 2農振第1025号 〕

農林省農地局長から 各都道府県知事あて

土地改良法の一部を改正する法律（昭和39年法律第94号）の施行に伴い、同法第57条の2第1項の規定により、土地改良区等はその管理する土地改良施設について、新たに管理規程を定め、これによって施設の適正な管理を行なうこととなったが、この管理規程については、別添の参考例を参考として、下記事項を留意のうえ可及的すみやかに制定を行なうよう貴管下各土地改良区等に対してよろしく御指導願いたい。

記

1 管理規程を定めるべき施設

管理規程を定めるべき土地改良施設は、土地改良法施行規則第47条の規定によりダムその他のえん堤と定められたが、ダムその他のえん堤とは、河川を横断して水流を阻止するために設けられた堤防をいい、通常ダムのほか頭首工がこれに該当するものとする。

2 管理規程を定める者

管理規程を定める者は、ダムその他のえん堤を現に管理し、又は管理しようとする土地改良区、土地改良区連合、農業協同組合、農業協同組合連合会、数人共同して土地改良事業を行なう者または市町村とする。

3 管理規程の記載事項

管理規程において定めるべき事項は、土地改良法施行規則第48条の2の規定によるが、その記載要領は別添の参考例によるほかそれぞれの施設の特殊性を考慮して当該施設の管理に関し必要な事項を補足するものとする。

4 河川法によるダムの操作規程との関連

堤高15メートル以上のダムについては、別に河川法47条の規定による操作規程を定める必要があるが、これと管理規程との内容に矛盾を生じないように留意するものとする。

5 管理責任者

土地改良区等の長（理事長）は、土地改良区規約等の規定に基づいて当該施設の管理責任者を定めるものとし、管理責任者は、堤高15メートル以上のダムにあっては、河川法第50条に規定する資格を有する者でなければならない。

管理規程参考例（その1）

〇〇ダム管理規程

〇〇土地改良区（連合）

第1章 総 則

（趣 旨）

第1条 この規程は、〇〇事業によって造成された土地改良施設の維持管理計画書第〇章第〇節に基づき、〇〇ダム（管理事務所、電気施設、通信施設、その他の附帯施設を含む。以下同じ。）の維持、操作その他の管理について、必要な事項を定めるものとする。
（管理者の業務）

第2条 ダム管理責任者（以下「管理者」という。）は、この規程の定めるところにより、ダムを管理するものとする。

2 管理者は、ダムの操作に当たっては農業、〇〇事業相互間の需給調整について留意し、水資源の有効活用をはからなければならない。

【備考】

農業専用のダムにあつては、本項を削る。

（異例の処置）

第3条 管理者は、この規程に定めない事項を処理しようとするときは、あらかじめ〇〇土地改良区理事長（以下「理事長」という。）の承認を得なければならない。

ただし、非常事態の発生により緊急に処置を要するものについては、この限りでない。

2 前項ただし書きの場合は、事後すみやかに理事長に報告するとともにその後の措置についての指示を受けなければならない。

第2章 貯水、取水または放流に関する事項

第1節 ダムの水位及び貯水

（満水位）

第4条 ダムの満水位は標高〇〇メートルとし、水位をこれより上昇させてはならない。

（低水位）

第5条 ダムの低水位は標高〇〇メートルとし、監査、補修その他特に必要とする場合を除き、水位をこれより低下させてはならない。

（水位の基準）

第6条 ダムの水位は、すべて堤体（または取水搭）に取り付けられた水位計の示度によるものとする。

（貯 水）

第7条 管理者は、かんがい用水等を確保するため、ダム容量配分計画により原則として毎年〇月〇〇日までにダムの貯水を満水位にするものとする。

2 ダム容量配分計画は別表のとおりとする。

（かんがい用水のための利用）

第8条 かんがい用水のための利用は、標高〇〇メートルから標高〇〇メートルまでの容量、最大〇〇立方メートルを利用して行なうものとする。

（〇〇事業のための利用）

第9条 〇〇事業のための利用は、標高〇〇メートルから標高〇〇メートルまでの容量、最大〇〇立方メートルを利用して行なうものとする。

【備考】

農業専用のダムにあつては、本条を削る。

第2節 取 水

(かんがい期間)

第10条 毎年〇月〇〇日から〇月〇〇日までをかんがい期間とする。

(かんがい用水の取水)

第11条 管理者は、かんがい期間において、気象、水象及びかんがいの状況を考慮して受益地の必要な水量をダムから取水しなければならない。

2 管理者は、かんがい期間において異常渇水等によって必要な水量を取水することが困難な場合には、理事長に報告し、その指示を受けて適切な措置をとらなければならない。

(計画取水量)

第12条 かんがい用水のためのダムからの取水量は、次に掲げる量を基準とする。

〔例〕

〇〇用水取水量

〇月〇〇日から〇月〇〇日まで、毎秒〇〇立方メートル

【備考】

ダム地点において直接取水せず、河川を利用して下流地点において取水する場合には、次項により記載し、第11条及び第13条中「取水」とあるのは「放流」と書き改めるものとする。

2 かんがい用水のためのダムからの放流量は、下流各地点における時期別の取水量からそれぞれの取水地点における河川の自然流量を控除した量とし、次に掲げる水量を基準とする。

〔例〕

(単位：毎秒立方メートル)

地点	区 分	かんがい期間				その他の期間	備考
		苗代期	移植期	普通期			
		〇月〇〇日 ～〇月〇〇日	〇月〇〇日 ～〇月〇〇日	〇月〇〇日 ～〇月〇〇日	〇月〇〇日 ～〇月〇〇日		
〇〇	計画取水量 ダム放流量						
合計	計画取水量 ダム放流量						

(〇〇事業の取水)

第13条 管理者は、〇〇事業のため、かんがい期間にあつては毎秒〇〇立方メートル、その他の期間にあつては毎秒〇〇立方メートルをダムから取水することができるよう努めるものとする。

2 管理者は、ダムの操作を行なおうとする場合において、〇〇事業の取水に影響を及ぼすおそれがあると認められるときは、〇〇事業の責任者と協議するものとする。

【備考】

農業専用のダムにあつては、本条を削る。

(責任放流)

第14条 ダムからの責任放流量は、毎秒〇〇立方メートルとする。

【備考】

責任放流の規定のないダムにあっては、本条を削る。

第3節 放 流

(放流の制限)

第15条 ダムに貯留された水は、次の各号の一に該当する場合に限り放流（取水のための放流を除く。）するものとする。

- (1) 水位が満水位をこえるとき。
- (2) 第25条から第28条までの規定により洪水時の調節を行なう必要があるとき。
- (3) 第21条の規定により点検整備を行なう必要があるとき。
- (4) その他特に止むを得ない理由により必要があるとき。

(放流量)

第16条 ダムから放流を行なう場合の放流量は、洪水時の調節を行なうときを除き、毎秒〇〇立方メートルをこえてはならない。

2 洪水とは、ダムへの流入量の最大が毎秒〇〇立方メートルをこえる出水をいう。

(放流の通知)

第17条 管理者は、ダムから放流することによって下流の水位に著しい変動を生ずると認めるときは、これによって生ずる危害を防止するため「関係機関」に通知するとともに、一般に周知させるため必要な措置をとらなければならない。

【備考】

「関係機関」については、関係の土地改良区、市町村、警察、土木出張所等を具体的に列記する。

第3章 ゲートの操作

(余水吐ゲートの操作)

第18条 余水吐ゲートは、常に閉塞しておくものとし、次の各号の一に該当する場合には、これを操作するものとする。

- (1) 第15条に規定する放流を行なうとき。
- (2) 第21条の規定による余水吐ゲートの点検整備を行なうとき。

【備考】

余水吐ゲートのないダムにあっては、本条を削る。

(取水塔ゲートの操作)

第19条 取水塔ゲートは、取水の必要に応じて開扉するものとし、常に貯水位から〇〇メートル以内の水深にある水を取水するように操作するものとする。

2 第21条の規定による取水塔ゲートの点検整備は、かんがい期間以外の期間に行なうものとする。

(放水ゲートの操作)

第20条 放水ゲートは、常に閉塞しておくものとし、次の各号の一に該当する場合には、これを操作するものとする。

- (1) 第18条第1号に規定する余水吐ゲートの操作のみによっては所要の放流を行なうことができないとき。
- (2) 堤体等を監査しまたは補修するため、貯水位を低下させる必要があるとき。
- (3) 堆積土砂の掃流を行なうとき。

- (4) 第21条の規定により放水ゲートの点検整備を行なうとき。
- (5) その他止むを得ない理由により、貯水位を低下させる必要があるとき。

【備考】

放水ゲートのないダムにあっては、本条を削る。

【注意】

ゲートの操作の具体的方法等については、それぞれの施設に応じて必要な規定を記載すること。

第4章 点検および整備に関する事項

(点検および整備)

第21条 管理者は、堤体、ゲート、ゲートを操作するために必要な機械および器具、警報、通信連絡および観測のために必要な設備、管理のために必要な船舶および車両ならびにこれらの操作のために必要な資材を常に良好な状態に保つための点検および整備を行ない、特にゲートおよび予備電源設備については、適時試運転を行なわなければならない。

(ダムおよびその周辺の監視)

第22条 管理者は、ダムおよびその周辺について常に監視を行い、その維持および保全に支障を及ぼす行為の取締りならびに危険防止に努めなければならない。

第5章 緊急事態における措置に関する事項

第1節 洪水

(洪水警戒体制)

第23条 管理者は、次の各号の一に該当する場合には、洪水警戒体制をとらなければならない。

- (1) ○○气象台から関係地域に対して降雨に関する注意報または警報が発せられたとき。
- (2) その他洪水が予想されるとき。

(洪水警戒体制時における措置)

第24条 管理者は、前条に規定する洪水警戒体制をとったときは、職員を呼集してそれぞれ担当部署に配置し、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。

- (1) 関係の气象台、市町村、土地改良区その他の機関との連絡ならびに気象、水象に関する観測および情報の収集を密接に行なうこと。
- (2) 最大流入量、洪水総量、洪水継続時間および流入量の時期的変化を予測すること。
- (3) 洪水調節計画をたて、予備放流を行なう必要があるときはその水位を定めること。
- (4) ゲートならびにゲートの操作に必要な機械および器具の点検、整備、予備電源設備の試運転その他ダムの操作に関し必要な措置をとること。
- (5) 水害が予想される際には、別に定める事前放流等実施要領により、貯水位を低下させ、空き容量の確保に努めること。

【備考】

放流ゲートのないダムにあっては、第3号及び第4号を削る。

(予備放流)

第25条 管理者は、第26条の規定により洪水調節を行なう必要が生ずると認められる場合において、水位が前条第3号により定めた予備放流水位をこえているときは、水位を当該予備放流水位に低下させるため、あらかじめ、ダムから放流を行なわなければならない。

(洪水調節)

第26条 管理者は、流入量が毎秒○○立方メートルに達した後は、流入量が一旦最大に達

し再び毎秒〇〇立方メートルに減少するまでの間毎秒〇〇立方メートルの流水をダムから放流することにより洪水調節を行なわなければならない。

ただし、管理者は、気象、水象その他の状況により特に必要と認められる場合においては、これによらないことができる。

(洪水調節後における水位の低下)

第27条 管理者は、前条の規定により洪水調節を行なった後において、ダムの水位を低下させる必要を認めるときは、下流に支障を及ぼさない程度の流量を限度としてダムから放流を行なわなければならない。

(洪水に達しない流水の調節)

第28条 管理者は、気象、水象その他の状況により特に必要と認められる場合においては、洪水に達しない流水についても調節を行なうことができる。

【備考】

放流ゲートのないダムにあつては、第25号から第28条までを削る。

(洪水警戒体制の解除)

第29条 管理者は気象及び水象の状況により洪水警戒の必要がなくなつたと認めるときは、堤体等の異状の有無を点検し、異状を認めるときはすみやかに必要な措置をとり、その後に洪水警戒体制を解除するものとする。

第2節 かんばつ

(かんばつ時における措置)

第30条 管理者は、ダムの貯水状況及び長期にわたる降雨量の予報等を勘案して、かんばつのおそれがあると認めるときは、原則としてダムからの放流を停止し、理事長及び〇〇事業の責任者等のダム利用者の意見を聞いて、取水に関する節水計画をたて、これにより取水を行ない、著しい用水不足を生じないように努めなければならない。

第6章 観測および調査に関する事項

(気象および水象の観測)

第31条 管理者は、気象および水象について、次に掲げる事項を定期的に観測しなければならない。

(1) 気象関係

天気、気温、湿度、風力および方向、降雨量、積雪量等

(2) 水象関係

水位、流入量、放流量、取水量、水温、結氷等

(ダムの堆砂状況の調査)

第32条 管理者は、毎年低水位時(〇月)に1回または洪水の直後で必要があると認められるときは、ダムの堆砂状況を調査しなければならない。

(堤体の調査)

第33条 管理者は、堤体に設置された測定機器により、堤体の温度および変位(沈下、移動量)、堤圧(間隙、水圧、土圧、揚圧力)、漏水量等について調査または観測を行なわなければならない。

(管理日誌)

第34条 管理者は、ダム管理日誌を備え、次の各号に掲げる事項について記録しなければならない。

(1) 前3条の規定による調査または観測の結果

(2) ダムの状況および点検整備に関する事項

(3) 緊急時における措置に関する事項

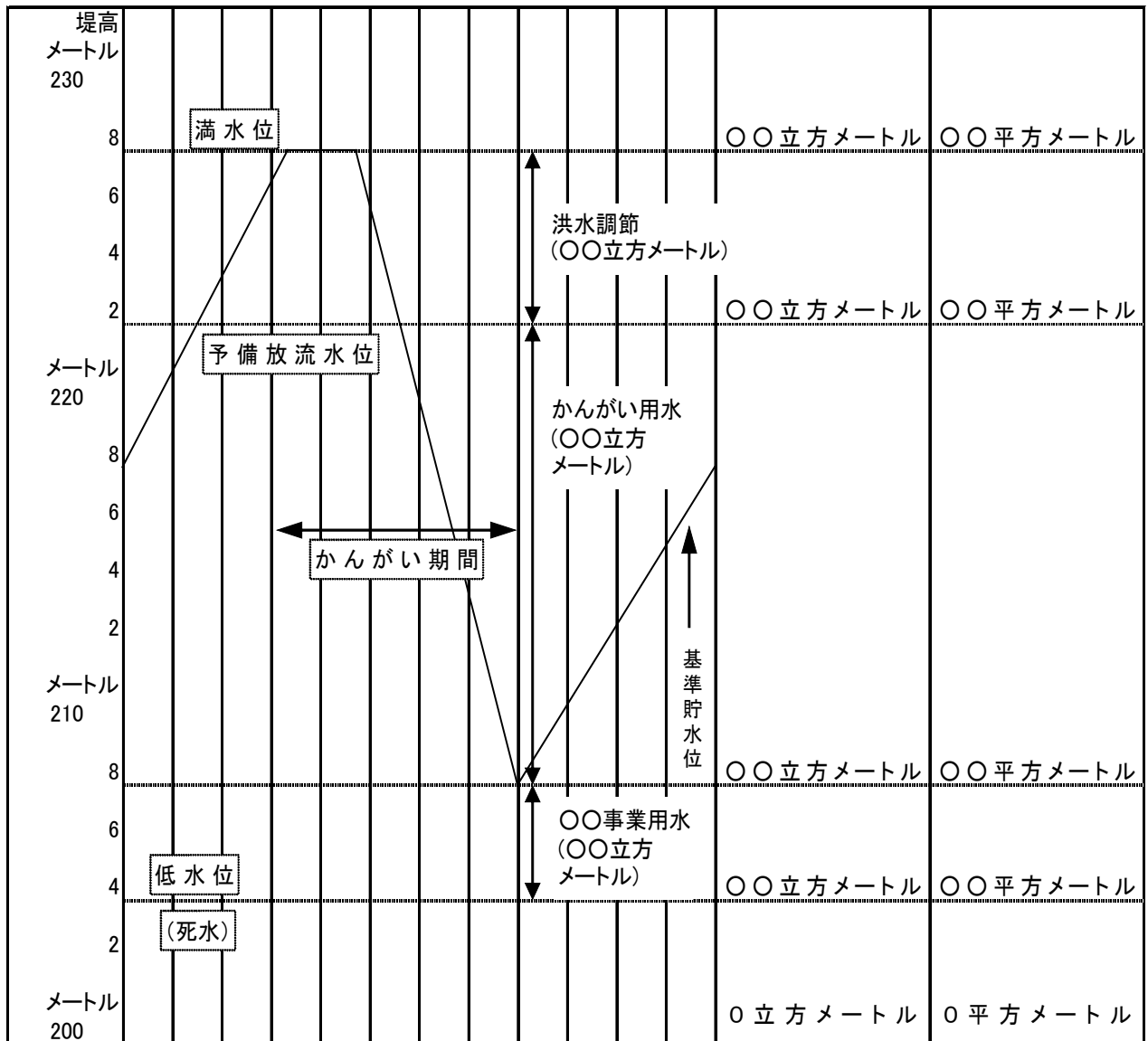
(4) ゲートの操作を行なったときは、操作の理由、操作の時刻、開度、取水量または放流量

(5) その他ダムに関する事項

2 管理者は、毎月10日までに前月分の管理日誌を取りまとめ、理事長に提出し、その内容を報告しなければならない。

別表〔例〕

〇〇ダム容量配分計画



管理規程参考例（その2）

〇〇頭首工管理規程

〇〇土地改良区（連合）

第1章 総 則

（趣 旨）

第1条 この規程は、〇〇事業によって造成された土地改良施設の維持管理計画書第〇章第〇節に基づき、〇〇頭首工（管理事務所、電気施設、通信施設その他の附帯施設を含む。以下同じ。）の維持、操作その他の管理について、必要な事項を定めるものとする。

（管理者）

第2条 頭首工管理責任者（以下「管理者」という。）は、この規程に定めるところにより、頭首工を管理するものとする。

（異例の処置）

第3条 管理者は、この規程に定めない事項を処理しようとするときは、あらかじめ〇〇土地改良区理事長（以下「理事長」という。）の承認を得なければならない。

ただし、非常事態の発生により緊急に処置を要するものについては、この限りでない。

2 前項ただし書きの場合は、事後すみやかに理事長に報告するとともに、その後の措置についての指示を受けなければならない。

第2章 取水、放流およびゲートの操作に関する事項

第1節 水 位

（水位の制限）

第4条 頭首工地点における河川の水位（以下「頭首工の水位」という。）は、標高〇〇メートルを上限とし、標高〇〇メートルを下限とする。

2 管理者は、前項に規定する水位の範囲内でかんがい用水等の取水を行ない、かつ、河川の流量を努めて恒常的に維持させるものとする。

（水位の基準）

第5条 頭首工の水位は、堤体（または制水ゲート）に取り付けられた水位計の示度によるものとする。

第2節 取 水

（かんがい期）

第6条 毎年〇月〇〇日から〇月〇〇日までをかんがい期間とする。

（取 水）

第7条 管理者は、かんがい期間において、気象、水象及びかんがいの状況を考慮しつつ受益地の必要な水量を取水するものとする。

（計画取水量）

第8条 頭首工地点からのかんがい用水の取水量は、次に掲げる量を基準とする。

〔例〕

（単位：毎秒立方メートル）

時期別 用水名	かんがい期間				その他の期間	備考
	苗代期	移植期	普通期			
	〇月〇〇日 ～〇月〇〇日	〇月〇〇日 ～〇月〇〇日	〇月〇〇日 ～〇月〇〇日	〇月〇〇日 ～〇月〇〇日		
〇〇用水						

(取水時のゲートの操作)

第9条 かんがい用水の取水を行なうときは、頭首工の水位および取水量に応じて制水門ゲートおよび取入水門ゲートの開度を調節してするものとする。

(取水量の測定)

第10条 取水量の測定は、取入水門の内側（幹線用水路）に取り付けられた量水標の示度によるものとする。

2 管理者は、取水量の正確を期するため毎年1回量水標地点の流量測定を行ない、その結果に基づいて取水量測定表を補正するものとする。

第3節 放流およびゲートの操作

(責任放流および平常時の放流)

第11条 頭首工の責任放流量は毎秒〇〇立方メートルとし、頭首工の水位が標高〇〇メートル（上限）以内のときは、制水門ゲートのうち〇基のみを開扉し、これの調節により水位を標高〇〇メートル（下限）から標高〇〇メートル（上限）の間に保ちつつ放流するものとする。

(出水時の放流)

第12条 頭首工の水位が前条の量をこえ以後増水するときは、順次に他の制水門ゲートを開扉し、水位を標高〇〇メートル（上限）に保ちながら放流するものとし、さらに水位が標高〇〇メートル（上限）を超えて増水するときは、すべての制水門ゲートを全開の状態におくものとする。

2 頭首工の水位が標高〇〇メートルをこえたときは、取入水門ゲートを閉扉するものとする。

(出水後の操作)

第13条 頭首工の水位が標高〇〇メートル（上限）に減じた後は、水位を標高〇〇メートル（上限）に保ちながら減水に応じて前条第1項の開扉と逆の順序で制水門ゲートを順次閉扉するものとする。

(舟通し閘門の操作)

第14条 頭首工地点を通過しようとする舟艇のあるときは、航行の安全を確かめ、すみやかに舟通し閘門を操作して通過させるものとする。

(魚道の放流)

第15条 頭首工附帯の魚道調節門からは毎秒〇〇立方メートル以上の水量を常時放流するものとする。

第3章 点検および整備に関する事項

(点検および整備)

第16条 管理者は、堤体、ゲート、ゲートを操作するために必要な機械および器具、警報、通信連絡および観測のために必要な設備、管理のために必要な船舶および車両ならびにこれらの操作のために必要な資材を常に良好な状態に保つための点検および整備を行わなければならない。

(監視)

第17条 管理者は、頭首工およびその周辺について常に監視を行ない、その維持および保全に支障を及ぼす行為の取締りならびに危険防止に努めなければならない。

第4章 緊急事態における措置に関する事項

第1節 洪水

(洪水警戒体制)

第18条 管理者は、次の各号の一に該当するときは、洪水警戒体制をとらなければならない。

- (1) ○○気象台から関係地域に対して降雨に関する注意報または警報が発せられたとき。
- (2) 頭首工の水位が標高○○メートルをこえることが予想されるとき。

(洪水警戒体制時の措置)

第19条 管理者は、前条の規定により洪水警戒体制をとったときは、職員を呼集してそれぞれ担当部署に配置し、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。

- (1) 関係の気象台、市町村、土地改良区その他の機関との連絡ならびに気象および水象に関する観測および情報の収集を密接に行なうこと。
- (2) ゲートならびにゲートの操作に必要な機械および器具の点検整備、予備電源設備の試運転その他頭首工の操作に関し必要な措置をとること。
- (3) 常に河川流量および水位に注意し、第12条の規定による頭首工の操作に万全を期すること。

(洪水警戒体制の解除)

第20条 管理者は、頭首工の水位が標高○○メートル以下となり、ふたたび増水のおそれがないと認められたときは、洪水警戒体制を解除するものとする。

第2節 かんばつ

(かんばつ時の措置)

第21条 管理者は、かんがい期において、頭首工の水位が標高○○メートル以下に低下するおそれがあるときは、その水位および頭首工地点における取水状況を理事長に報告し、その指示により措置するものとする。

第5章 雑則

(管理日誌)

第22条 管理者は、頭首工管理日誌を備え、次の各号に掲げる事項について記録しなければならない。

- (1) 気象（天候、気温、降雨量および積雪量等）
- (2) 水象（水位および水温等）
- (3) 頭首工地点における放流量
- (4) かんがい用水取水量
- (5) ゲートの操作の時刻および開度
- (6) 点検および整備に関する事項
- (7) その他頭首工の管理に関する事項

2 管理者は、毎月10日までに前月分の管理日誌を理事長に提出し、その内容を報告しなければならない。

管理規程参考例（その3）

〇〇防災ダム管理規程

〇〇市（町、村、土地改良区）

第1章 総 則

（趣 旨）

第1条 この規程は、〇〇事業によって造成された土地改良施設の維持管理計画書第〇章第〇節に基づき、〇〇防災ダム（管理事務所、電気施設、通信施設その他の附帯施設を含む。以下同じ。）の維持、操作その他の管理について、必要な事項を定めるものとする。

（管理者の業務）

第2条 ダム管理責任者（以下「管理者」という。）は、この規程の定めるところにより、ダムを管理するものとする。

（異例の処置）

第3条 管理者は、この規程に定めない事項を処理しようとするときは、あらかじめ〇〇市長（町長、村長、または土地改良区理事長）（以下「市長」という。）の承認を得なければならない。

ただし、非常事態の発生により緊急に処置を要するものについては、この限りでない。

2 前項ただし書きの場合は、事後すみやかに市長に報告するとともに、その後の措置について指示を受けなければならない。

第2章 貯水、放流または取水ならびにダムの利用に関する事項

第1節 ダムの水位等

（出水期および非出水期）

第4条 毎年〇月〇〇日から〇月〇〇日までの期間を出水期とし、〇月〇〇日から翌年〇月〇〇日までの期間を非出水期とする。

（満水位）

第5条 ダムの満水位は標高〇〇メートルとする。

（制限水位）

第6条 ダムの制限貯水位（以下「制限水位」という。）は出水期にあつては標高〇〇メートル、非出水期にあつては標高〇〇メートルとし、洪水調節を行なう場合を除き、水位をこれより上昇させてはならない。

（予備放流水位）

第7条 第17条の規定による予備放流後の水位は、標高〇〇メートル以下でなければならない。

（低水位）

第8条 ダムの低水位は標高〇〇メートルとし、監査、補修その他特に必要とする場合を除き、水位をこれより低下させてはならない。

（水位の基準）

第9条 ダムの水位は、すべて堤体に取り付けられた水位計の示度によるものとする。

第2節 ダムの利用

（洪水調節のための利用）

第10条 洪水調節のための利用は、標高〇〇メートルから標高〇〇メートルまでの容量、最大〇〇立方メートルを利用して行うものとする。

(かんがい用水のための利用)

第11条 かんがい用水のための利用は、標高〇〇メートルから標高〇〇メートルまでの容量、最大〇〇立方メートルを利用して行なうものとする。

(かんがい用水の貯水)

第12条 管理者は、かんがい用水等を確保するため、原則として毎年〇月〇〇日までにダムの貯水を標高〇〇メートルにするものとする。

【備考】

かんがい用水のための利用がないダムにあっては、第11条および第12条を削る。

(〇〇事業のための利用)

第13条 〇〇事業のための利用は、標高〇〇メートルから標高〇〇メートルまでの容量、最大〇〇立方メートルを利用して行なうものとする。

【備考】

〇〇事業のための利用がないダムにあっては、本条を削る。

第3節 洪水調節

(洪水)

第14条 洪水とは、ダムへの流入量の最大が毎秒〇〇立方メートルをこえる出水をいう。

(洪水警戒体制)

第15条 管理者は、次の各号の一に該当する場合においては、洪水警戒体制をとらなければならない。

- (1) 関係气象台から降雨に関する注意報または警報が発せられたとき。
- (2) その他洪水が予想されるとき。

(洪水警戒体制時における措置)

第16条 管理者は、前条の規定により洪水警戒体制をとったときは、職員を呼集してそれぞれ担当部署に配置し、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。

- (1) 関係の气象台、市町村、土地改良区その他の機関との連絡ならびに気象、水象に関する観測および情報の収集を密接に行なうこと。
- (2) ゲートおよびゲートの操作に必要な機械器具の点検、整備、予備電源設備の試運転その他ダムの操作に関し、必要な措置をとること。

(予備放流)

第17条 管理者は、洪水調節を行なう必要が生ずると認められる場合において、水位が予備放流水位をこえているときは、水位を当該予備放流水位に低下させるため、ただちに、ダムから放流を行なわなければならない。

(洪水調節)

第18条 管理者は、ダムへの流入量が毎秒〇〇立方メートルに達した後は、下流〇〇地点の河川流量に注意し、これを毎秒〇〇立方メートル以下に保つようにゲートの操作をして洪水調節を行なわなければならない。

(洪水調節後における水位の低下)

第19条 管理者は、前条の規定により洪水調節を行なった後は、下流河川に支障のない範囲でなるべく速やかに水位を制限水位に低下させるため、ダムから放流を行なわなければならない。

(洪水警戒体制の解除)

第20条 管理者は、気象及び水象の状況により洪水警戒の必要がなくなったと認めたときは、堤体等の異状の有無を点検し、異状を認めたときはすみやかに必要な措置をとり、その後に洪水警戒体制を解除するものとする。

第4節 取 水

(かんがい期間)

第21条 毎年〇月〇〇日から〇月〇〇日までをかんがい期間とする。

(かんがい用水の取水)

第22条 管理者は、かんがい期間において、気象、水象およびかんがいの状況を考慮して受益地の必要な水量をダムから取水しなければならない。

2 管理者は、かんがい期間において異常渇水等によって必要な水量を取水することが困難な場合には、市長に報告し、その指示を受けて適切な措置をとらなければならない。

(計画取水量)

第23条 かんがい用水のためのダムからの取水量は、次に掲げる量を基準とする。

[例]

〇〇用水取水量

〇月〇〇日から〇月〇〇日まで、毎秒〇〇立方メートル

【備考】

ダム地点において直接取水せず、河川を利用して下流地点において取水する場合には、次項により記載し、第22条および第24条中「取水」とあるのは「放流」と書き改めるものとする。

2 かんがい用水のためのダムからの放流量は、下流各地点における時期別の取水量からそれぞれの取水地点における河川の自然流量を控除した量とし、次に掲げる水量を基準とする。

[例]

(単位：毎秒立方メートル)

地点	区 分	かんがい期間				その他 の期間	備考
		苗代期	移植期	普通期			
		〇月〇〇日 ～〇月〇〇日	〇月〇〇日 ～〇月〇〇日	〇月〇〇日 ～〇月〇〇日	〇月〇〇日 ～〇月〇〇日		
〇〇	計画取水量 ダム放流量						
合計	計画取水量 ダム放流量						

【備考】

かんがい用水のための利用がないダムにあっては、第21条から第23条までを削る。

(〇〇事業の取水)

第24条 管理者は、〇〇事業のため、かんがい期間にあっては毎秒〇〇立方メートル、その他の期間にあっては毎秒〇〇立方メートルをダムから取水することができるよう努めるものとする。

2 管理者は、ダムの操作を行おうとする場合において、〇〇事業の取水に影響を及ぼすおそれがあると認められるときは、〇〇事業の責任者と協議するものとする。

【備考】

〇〇事業のための利用がないダムにあっては、本条を削る。

第5節 貯水および放流

(貯水の制限)

第25条 ダムに流入する水は、次の各号の一に該当する場合に限り貯留するものとする。

- (1) ダムの水位が制限水位以下であるとき。
- (2) 第18条の規定により洪水調節を行うため必要があるとき。
- (3) その他特に止むを得ない理由により必要があるとき。

(放 流)

第26条 ダムからの放流は、前条の規定により貯留する場合を除き、常時は流入量に相当する水量を放流し、次の各号の一に該当する場合に限り、これをこえて放流するものとする。

- (1) 第17条の規定により予備放流を行なうとき。
- (2) 第19条の規定により洪水調節後の放流を行なうとき。
- (3) 第36条の規定により非常放流を行なうとき。
- (4) 第33条の規定により点検整備を行なうため必要があるとき。
- (5) その他特に止むを得ない理由により必要があるとき。

(放流量)

第27条 ダムから放流を行なうときの放流量は、前条第3号の規定による放流を行なう場合を除き、毎秒〇〇立方メートルをこえないようにしなければならない。

(責任放流量)

第28条 ダムからの責任放流量は毎秒〇〇立方メートルとする。

【備考】

責任放流量の規定がないダムにあっては、本条を削る。

(放流の通知)

第29条 管理者は、ダムから放流することによって下流の水位に著しい変動を生ずると認めるときは、これによって生ずる危害を防止するため「関係機関」に通知するとともに、一般に周知させるため必要な措置をとらなければならない。

【備考】

「関係機関」については、関係の土地改良区、市町村、警察、土木出張所等を具体的に列記する。

第3章 ゲートの操作

(平常時の操作)

第30条 平常時における各ゲートの操作は、止むを得ない事情のない限り次によるものとする。

- (1) 調節ゲートは全開とする。
- (2) 余水吐ゲートは全閉とする。
- (3) 取水搭ゲートは、かんがい用水等の取水の必要に応じて操作するものとする。

(洪水調節時の操作)

第31条 第18条の規定による洪水調節時における各ゲートの操作は次によるものとする。

- (1) ダムへの流入量が毎秒〇〇立方メートルに達したときは、ただちに第一調節ゲートの閉塞を開始する。
- (2) 流入量が増加し、ダムの水位が標高〇〇メートルに達したときは、ただちに第二調

節ゲートの閉塞を開始する。

- (3) 流入量が更に増加し、ダム水位が標高〇〇メートルに達したときは、調節ゲートを全閉し、余水吐ゲートの開扉を開始する。
- (4) 流入量が減少し、ダム水位が再び標高〇〇メートルに達したときは、第1号から第3号までの順序の逆の順序により各ゲートを操作するものとする。
- (5) 取水塔ゲートは、全閉とする。

(非常放流時の操作)

第32条 第36条の規定による非常放流時における各ゲートの操作は次によるものとする。

- (1) ダム水位が標高〇〇メートルをこえ、もしくは明らかにこえると認められる場合は余水吐ゲートおよび調整ゲートを順次開扉し、ダム水位を標高〇〇メートルに保つよう努めなければならない。
- (2) ダムに重大な危険を生じすみやかに貯水位を低下させる必要がある場合は、ただちにゲートを開扉し、水位の低下をはからなければならない。

【注意】

第30条から第32条までのゲートの操作の具体的方法等については、それぞれの施設に応じて必要な規定を記載するものとする。

第4章 点検および整備に関する事項

(点検および整備)

第33条 管理者は、堤体、ゲート、ゲートを操作するために必要な機械および器具、警報、通信連絡および観測のために必要な設備、管理のために必要な船舶および車両ならびにこれらの操作のために必要な資材を常に良好な状態に保つための点検および整備を行ない、特にゲートおよび予備電源設備については適時試運転を行なわなければならない。

(ダムおよびその周辺の監視)

第34条 管理者は、ダムおよびその周辺について常に監視を行ない、その維持および保全に支障を及ぼす行為の取締りならびに危険防止に努めなければならない。

第5章 緊急事態における措置に関する事項

(非常警備体制)

第35条 管理者は、第15条の規定による洪水警戒体制において次の各号の一に該当する場合には、非常警備体制をとらなければならない。

- (1) ダム水位が〇〇メートルをこえ、もしくは明らかにこえると認められる場合。
- (2) ダムに重大な危険を生じた場合。

(非常警備体制時における措置)

第36条 管理者は、前条の規定により非常警備体制をとったときは、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。

- (1) ただちにその旨を第29条の規定する関係機関に通知するとともに下流地域に非常警報を伝達すること。
- (2) ダムに異状を認めた場合はただちにその補修に努めること。
- (3) ダムからの非常放流を行なうこと。

(非常警備体制の解除)

第37条 管理者は、非常警備体制を解除したときは、ただちにその旨を第29条に規定する関係機関に通知し、下流地域に対して非常警報の解除を伝達するものとする。

第6章 観測および調査に関する事項

(気象および水象の観測)

第38条 管理者は、気象および水象について、次に掲げる事項を定期的に観測しなければならない。

(1) 気象関係

天気、気温、降雨量、積雪量等

(2) 水象関係

水位、流入量、放流量、取水量、水温、結氷等

(ダム堆砂状況の調査)

第39条 管理者は、毎年1回ダムの堆砂状況を調査しなければならない。

(堤体の調査)

第40条 管理者は、堤体に設置された測定機器により、堤体の温度および変位（沈下、移動量）、堤圧（間隙、水圧、土圧、揚圧力）、漏水量等について調査または観測を行わなければならない。

【備考】

調査および観測項目は、堤体に設置されている測定機器の範囲とする。

(管理日誌)

第41条 管理者は、ダム管理日誌を備え、次の各号に掲げる事項について記録しなければならない。

(1) 前3条の規定による調査または観測の結果

(2) ダムの状況および点検整備に関する事項

(3) 洪水時における措置に関する事項

(4) ゲート操作の理由、操作の時刻、開度、取水量または放流量

(5) その他ダムの管理に関する事項

2 管理者は、毎月10日までに前月分の管理日誌を取りまとめ、市長に提出し、その内容を報告しなければならない。